

青森市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第348号)が、令和3年12月24日公布されたことに伴い、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)に規定する視覚障害の認定基準が改正され、これを準用している青森市ひとり親家庭等医療費助成条例に係る以下の項目について改正するため、「青森市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例」を制定するものである。

2 条例の改正項目について

視覚障害に係る認定基準の改正

今回の改正が行われた背景として、国において、障害認定基準は、必要に応じて新しい医学的知見等を踏まえた見直しを行っており、今般、「特別児童扶養手当等の認定(眼の障害)に関する専門家会合」における視覚障害に係る障害の状態に係る議論等に基づき、必要な見直しが行われたものである。

視覚障害に係る障害の状態の基準等についての概要

今般、父母のいずれか一方の障害の状態に係る視力の認定基準について、良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による認定基準へ変更されたもの。

また、視野の認定基準について、視力障害のみならず視野障害としても障害の程度に応じた適切な評価ができるよう、基準が下記のとおり追加された。

【視力の認定基準】

- これまで、「両眼の視力の和が0.04以下のもの」であったものが、「両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの」と変更。
- 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のものを追加。

【視野の認定基準】※新たに追加

- ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/二視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

3 施行期日 令和4年4月1日

4 ひとり親家庭等医療費助成の概要

(1) 定義

この条例におけるひとり親家庭の定義としては、父母の一方が障害の状態にある児童の配偶者が当該児童を監護している家庭も含まれる。

(2) 助成対象者及び自己負担等

この状況における医療費助成の対象者は、配偶者及び児童（18歳まで）であり保険診療に係る医療費自己負担分を助成している。（配偶者は1か月1医療機関あたり1,000円の自己負担あり。）

(3) 遡及対応

今回の改正に当たり助成対象が拡大となるが、施行期日以前に障害の基準に該当する対象者が、4月1日以降に申請の手続きをした場合であっても、自己負担分を施行期日に遡及して助成することとなる。

5 周知等

今般の基準の見直しにより新たに助成の対象になると思われる方に対しては、障害者手帳のデータにより、郵送等の方法で周知を行い、申請を促す。

あわせて、市ホームページや広報あおもりで周知を行う。